

閣議決定は憲法違反！

「集団的自衛権」は、

ほんとうは外国のために**戦争**することです。



日弁連広報キャラクター
ジャフバくん

Q 集団的自衛権って、日本のために必要なの？

A いいえ！必要ではありません。

☆集団的自衛権は、日本が直接攻撃されていなくても、外国のために、海外で戦争することです。

閣議決定は「自衛の措置」とは言いますが、決して「自衛の措置」ではありません。「他衛」のためのものであり、日本の防衛には必要ありません。この「集団的自衛権」が、大国の軍事侵攻の口実とされてきたのが、歴史的な事実です（ベトナム戦争、アフガニスタン戦争等）。

日本を守るためではなく、外国の戦争のために、日本の自衛隊・若者が血を流すことになりかねません。

Q 「限定的」「必要最小限度」って言っているから、大丈夫？

A いいえ！政府は行使の「事例」を挙げていますが、それらは「集団的自衛権」の本質（＝戦争）とはかけ離れた**非現実的**なもので、「限定」ではありません。

「集団的自衛権」の行使が容認されれば、これまで「日本に対する攻撃」の場合のみに限定されていた自衛隊の武力行使が、「他国への攻撃」の場合も可能とされ、制約なく、**海外で自由に戦争できることとなります**。戦争が始まれば、現実の戦争では、「限定」「必要最小限度」等という曖昧な基準は、全く意味がありません。

「集団的自衛権」を行使すれば、**他国との戦争状態**になり、日本（人）は直接の攻撃対象となります。

いったん他国との戦争が始まれば、簡単に終わらせることはできません。その事は、太平洋戦争が証明しています。



Q でも行使できないと「日本の防衛」は不十分じゃないの？



A いいえ！「日本の防衛」は、現在の防衛力（＝個別的自衛権、自衛隊）で十分機能しています。

尖閣問題や北朝鮮のミサイル問題には、今の憲法の枠内の個別的自衛権で十分対応可能です。またこれまで、集団的自衛権行使をアメリカから要請されたことはありません。

「日本の防衛」に「集団的自衛権」は必要ではありません。

軍事力の偏重は軍拡競争を招き、かえって、アジア地域の緊張を高め、日本の安全保障を不安定にするおそれのほうが強いと言わざるを得ません。



Q 「閣議決定」で「集団的自衛権」行使を認めるって、できるの？

A いいえ、できません！憲法違反です。

☆「日本への攻撃」がない場合の自衛権（武力行使）を、憲法第9条は認めていません。したがって、集団的自衛権の行使はできないというのが、戦後一貫した政府の解釈です。

戦争は最大の人権侵害であり、平和なくして国民の人権保障は実現しません。

憲法第9条は、先の大戦の深刻な反省の下、「政府が戦争を起こすこと」を禁じた規定です。

「戦争放棄、戦力の不保持、武力により紛争を解決しない」との固い決意を示した、憲法第9条の徹底した恒久平和主義は、先駆的意義を有する普遍的な原理です。

憲法第9条の意義を失わせることになる「集団的自衛権」を認めることは、政府が戦争することを認め、平和国家の根幹を変えようとするものです。

多くの国民の声を無視し、国会の議論もなく閣議決定という大臣の意思だけで決定することは、実質的に改憲であり、立憲主義（国民の人権を守るため憲法が政府を縛る）に反し、到底許されません。法律改正で許されないことも当然です。

「私たちは、法律家団体として、立憲主義を堅持する立場から、

閣議決定や法律改正により政府解釈を変更し、

集団的自衛権の行使を容認することに反対します。」

